

# 園裕翔徳行

## 重要事項説明書

社会福祉法人 長寿の里



「行徳翔裕園」重要事項説明書

作成日 令和7年10月1日

1. 事業主体

|             |  |
|-------------|--|
| 事業主体名       | 社会福祉法人 長寿の里  |
| 代表者名        | 理事長 神成 裕介  |
| 所在地         | 千葉県鎌ヶ谷市初富848番地10   |
| 定款の目的に定めた事業 | 1.第一種社会福祉事業<br>(1)特別養護老人ホーム「鎌ヶ谷翔裕園」の設置経営<br>(2)軽費老人ホーム(ケアハウス)「行徳翔裕園」の経営<br><br>2.第二種社会福祉事業<br>(1)老人短期入所事業「鎌ヶ谷翔裕園」<br>(2)老人デイサービス事業「鎌ヶ谷翔裕園」<br>(3)老人介護支援センター事業<br>「鎌ヶ谷翔裕園居宅介護センター」<br>(4)老人デイサービス事業「行徳翔裕園」<br><br>3.公益を目的とする事業<br>(1)居宅介護支援事業 |

2. 施設概要

|                  |  |
|------------------|--|
| 施設名              | 行徳翔裕園  |
| 施設の類型及び表示事項      | 類 型 : 軽費老人ホーム(ケアハウス)<br>居住の権利形態 : 利用権方式<br>入居時の要件 : 入居時自立及び要介護<br>介護保険 : 千葉県指定介護保険『特定施設入居者生活介護』<br>専用居室区分 : 全室個室<br>介護職員の体制 : 利用者2.5人 に対し直接処遇職員 1人以上 |
| 介護保険の指定居宅サービスの種類 | 特定施設入居者生活介護<br>第1270801366号／平成16年10月1日指定   |



### 3. 利用料

|                  |  |
|------------------|--|
| 費用の納入方式          | 保証金30万円(夫婦同時入居の場合50万円)・・・入居契約時納入<br>月額利用料等・・・後払いとし、毎月20日までに納入                |
| 保証金              | 30万円<br>未精算費用ある場合に充当のほか原状回復が必要の場合に充当し、<br>退居時に残金ある場合は返還いたします。                |
| 介護費用の一時金         | なし   |
| 月額利用料            | 入居者の収入及び介護度に応じて異なります。  |
| 介護保険<br>1・2・3割負担 | 介護度、負担割合証に応じて料金が変わります(別表参照)<br>*法改正により、基準額が改定される場合があります。                     |
| 上乘せ介護費用          | 介護度に応じて料金が変わります(別表参照)<br>*法改正により、基準額が改定される場合があります。                           |
| サービス提供費          | 前年度の収入に応じて国庫助成金があります(別表参照)<br>*法改正により、基準額が改定される場合があります。                      |
| 使 途              | 人件費・施設維持管理費等   |
| 生 活 費            | (別表参照)*法改正により、基準額が改定される場合があります。  |
| 使 途              | 食費・厨房光熱水費等   |
| 居住に要する費用         | 42,000円  |
| その他に係る費用         | 23,000円  |
| 使 途              | 居室内(光熱水費・電話基本料・設備維持費)・洗濯機・乾燥機使用料   |
| 夏季加算             | 6月～9月は、夏季加算(冷房費)として1人月額2,150円が加算されます。  |
| 冬季加算             | 11月～3月は、冬季加算(暖房費)として1人月額2,150円が加算されます。                                       |
| 自己負担金            | 居室内の電話代・新聞購読料等は別途実費負担となります。<br>介護用品費は実費負担となります。                              |
| 消 費 税            | 保証金・介護保険1・2・3割負担・サービス提供費・生活費・居住費については<br>消費税はかかりません。<br>自己負担金については消費税がかかります。 |

\*上記の「介護保険負担」・「上乘せ介護費」・「サービス提供費」・「生活費」等の利用料は、  
国の定めによるもので、基準額改定により変更されます。

\*居室内光熱水費に関しましては、面積按分にて計算しております。

\*入退居時の1ヶ月未満の月額利用料は、日割り計算とします。

(端末処理により、差異が出る場合があります。)

\*入院・外泊等により居室を不在にした場合は、生活費のうち食材料費相当額を申し出の1週間後より、

計算し減額します。(端末処理により、差異が生じる場合があります。)

#### 4. サービスの内容

|                |  |
|----------------|--|
| 月額利用料に含まれるサービス | <p>専用居室の利用と共用施設の利用</p> <p>【生活相談サービス】生活上の相談、関係機関の紹介</p> <p>【食事提供サービス】1日3食(おやつを含む)の提供</p> <p>【介護サービス】 食事、排泄、入浴、各種レクリエーション等</p> <p>【生活利便サービス】来訪者の取り次ぎ、配達物の受け取り、各種届出の受付等</p> <p>【健康維持支援サービス】健康相談、栄養相談、医療機関の紹介</p> <p>【安全管理サービス】安否確認、緊急時対応、夜間警備等</p> <p>【その他のサービス】国の定めるケアハウス制度に基づいて必要とされるサービス</p> |
| 介護サービス         | 別添「別表」の「介護サービス等の一覧表」によります。   |
| 損害賠償           | <p>入居者または入居者の家族に対して、サービス提供にあたり損害を与えた場合は賠償します。</p> <p>ただし、入居者または入居者の家族に故意または過失がある場合は、損害額を減額することができます。</p>   |

#### 5. 医療

|                 |   |
|-----------------|---|
| 協力医療機関の概要及び協力内容 | <p>①医療法人社団 明理会 行徳総合病院( 院長:畑中 正行 )</p> <p>千葉県市川市本行徳5525-2 Tel.047-395-1151</p> <p>(診療科目)</p> <p>内科・循環器科・腎臓内科・人口透析・外科・消化器科・耳鼻咽喉科<br/>肛門科・整形外科・脳神経外科・眼科・婦人科・皮膚科・精神科</p> <p>(協力内容)</p> <p>①入居者の入院受け入れ(病状急変・緊急時対応)</p> <p>②入居者の診療体制(通院及び入院治療)</p> <p>③入院治療後の通院</p> <p>②医療法人社団 康寧会 立川歯科医院瑞江診療所</p> <p>東京都江戸川区東瑞江1-12-6グリーンティエラ101 Tel.03-3678-3699</p> <p>(診療科目)</p> <p>歯科</p> <p>(協力内容)</p> <p>①入居者への訪問による歯科診療</p> |
| 入居者が医療を要する場合の対応 | 当施設の協力医療機関、または、入居者の方が選択する医療機関において治療を受けることができます。   |

医療保険制度で支給される以外の費用は、入居者の方の負担になります。

6. 入居状況等

(令和 年 月 日現在)

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
| 入居者数及び定員                   | 人 (定員 50 人)                               |  |
| 入居者内訳                      | 性別  | 男性 人、女性 人  |
|                            | 介護の要否別                                    | 自立 人<br>要支援者 人<br>要介護者 人<br>要支援1 人<br>要支援2 人<br>要介護1 人<br>要介護2 人<br>要介護3 人<br>要介護4 人<br>要介護5 人 |
| 平均年齢                       | 歳(男性 歳、女性 歳)                              |  |
| 運営懇談会の開催状況<br>(開催回数、主な議題等) | 年1回<br>主な議題(入居者及び連帯保証人の要望、意見、サービス提供の状況など) |  |

7. 職員体制

(令和5年4月1日現在)

| 職種         | 配置人数   | 備考                            |
|------------|--|-------------------------------|
| 施設長        | 1  | 責任者として施設を管理します。               |
| 事務員        | 1  | ご契約者の事務関係の書類を作成します。           |
| 生活相談員      | 1(兼務)  | ご契約者の日常生活の相談・助言を行います。         |
| 介護支援専門員    | 1  | ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。 |
| 介護職員       | 20名以上  | ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。       |
| 看護職員       | 2名以上   | ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います。       |
| 管理栄養士      | 1  | ご契約者を栄養面から健康管理します。            |
| 常勤換算方法の考え方 | 常勤の従事者が週に勤務すべき時間数40時間(8時間×5日)で割る   |                               |
| 従業者の勤務体制   | 日勤 9:00 ~ 18:00<br>早番 7:00 ~ 16:00<br>遅番 A 10:30 ~ 19:30<br>遅番 B 11:00 ~ 20:00<br>遅番 C 13:00 ~ 22:00<br>夜勤 22:00 ~ 翌7:00 | 左記時間は状況により変動する場合がございます。       |

## 8. 入居・退居等

|                 |   |
|-----------------|---|
| <p>入居者の条件</p>   | <p>(1)入居時の年齢が60歳以上の方。<br/>ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば、差し支えない。</p> <p>(2)原則として市川市在住の方。</p> <p>(3)利用料等(保証金及び月額利用料等)のお支払いができる方。</p> <p>(4)連帯保証人を2名立てられる方。</p> <p>(5)社会福祉法人長寿の里の運営方針に賛同し、円満に共同生活を営める方。</p> <p>(6)入院加療を要する病態の方及び伝染病など他の入居者に伝染させる恐れのある方は入居をお断りする場合があります。</p> <p>(7)介護の状態により居室の移動をお願いすることがあります。</p>                                   |
| <p>連帯保証人の役割</p> | <p>(1)入居契約に基づく入居者の社会福祉法人長寿の里に対する債務について入居者と連帯して履行の責を負っていただきます。<br/>(その極度額は、利用額の3ヶ月分相当600,000円(保証金は除く)とします。)</p> <p>(2)入居者が居室及び施設内設備に損傷を与え原状回復しない場合、施設の定める費用を賠償していただきます。</p> <p>(3)入居契約が終了し、又は、社会福祉法人長寿の里が請求したときは、入居者の身柄を引き取っていただきます。</p> <p>(4)入居者の死亡により契約が終了した場合、入居者の遺留品等を引き取っていただきます。<br/>又引き取り期限までに引き取らない場合はその引取り日までの利用料相当額を支払っていただきます。</p> |
| <p>契約の解除</p>    | <p>以下に掲げる項目の一つに該当したときは、入居者及び連帯保証人に弁明の機会を設けた上で、30日以内の予告期間において、契約を解除し退去していただく場合があります。</p> <p>(1)入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合。</p> <p>(2)月額利用料等及びその他の費用の支払いをしばしば遅滞し、又は、滞納額が3か月分に達したとき。</p> <p>(3)サービス提供費の減額に当たって虚偽の届出を行ったとき。</p> <p>(4)入居者以外のものを居住させたとき。</p> <p>(5)建物、付属設備又は敷地を故意又は重大な過失により汚損、破損</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>又は滅失したとき。</p> <p>(6)入居契約や運営規定で定める規定に違反したとき。</p> <p>(7)入居者の行為が、他の入居者の生活及び健康に重大な影響を及ぼすとき。</p> <p>(8)その他共同生活秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき。</p> <p>又、入居者の方が契約を解除するときには、30日以上予告期間が必要です。</p> |
|--|---|

## 9. 苦情相談窓口

### (1)当施設における苦情の受付

|         |               |                 |
|---------|---------------|-----------------|
| 苦情相談窓口  | 介護支援専門員 竹田 奈美 | 電話 047-701-6630 |
| 苦情解決責任者 | 施設長 松本 征子     | 電話 047-701-6630 |

### (2)第三者委員

|       |              |                 |
|-------|--------------|-----------------|
| 第三者委員 | 当法人評議員 石井 益美 | 電話 047-498-5715 |
|       | 当法人評議員 高橋 範子 | 電話 047-498-5715 |

### (3)行政機関その他苦情受付機関

|                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 市川市役所 福祉部 介護保険課          | 電話 047-334-1111(代表) |
| 千葉県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情処理係 | 電話 043-254-7428     |

## 10. 非常災害時の対策

|          |                             |    |    |           |    |
|----------|-----------------------------|----|----|-----------|----|
| 非常災害時の対策 | 保存食料・飲料水を備蓄管理しております。        |    |    |           |    |
| 平常時の訓練等  | 年3回災害を想定した避難救助訓練を実施いたします。   |    |    |           |    |
| 防 災 設 備  | 設備名称                        | 有無 | 有無 | 設 備 名 称   |    |
|          |                             | 有  | 有  | 防火扉・シャッター | 有無 |
|          | 避難階段                        | 有  | 有  | 室内消火栓     | 有  |
|          | 自動火災報知器                     | 有  | 有  | 非常通報装置    | 有  |
|          | 誘導灯                         | 有  | 有  | 漏電火災報知器   | 有  |
|          | ガス漏れ感知器                     | 有  | 有  | 非常用電源     | 有  |
|          | その他、カーテンは防炎性能のあるものを使用しています。 |    |    |           | 有  |

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 消 防 計 画   | 消防署へ消防計画を届け出ています。 |
| 防 火 管 理 者 | 竹田 奈美             |

16. 利用者等の意見を把握する体制及び第三者による評価の実施状況等について

(1)利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

|           |        |
|-----------|--------|
| 実施した年月日   | 令和7年3月 |
| 当該結果の開示状況 | あり     |

(2)第三者により評価の実施状況・・・なし

|             |    |
|-------------|----|
| 実施した年月日     | なし |
| 実施した評価機関の名称 | なし |
| 当該結果の開示状況   | なし |

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 \_\_\_\_\_ (印)

令和 年 月 日 極 度 額 600,000円（保証金は除く）

【入居予定者署名】

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

ここに、「行徳翔裕園」の入居契約を前提として重要事項説明書の説明を受けました。

令和 年 月 日

【連帯保証人署名】

住 所

氏 名

⑩

【連帯保証人署名】

住 所

氏 名

⑩